鳥取県公報

平成18年３月28日(火)
号外第47号

毎週火・金曜日発行

## 目　　次

◇ **教委規則**　鳥取県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則（14）（文化課）……1
◇ **企業局管理規程**　鳥取県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程（３）（総務課）……13
◇ **病院局管理規程**　鳥取県病院局事務決裁規程の一部を改正する規程（２）（総務課）……14

## 教育委員会規則

鳥取県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年３月28日

鳥取県教育委員会委員長　山　田　修　平

**鳥取県教育委員会規則第14号**

鳥取県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

第１条　鳥取県文化財保護条例施行規則（昭和50年鳥取県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

| 改　正　後 | 改　正　前 |
|---|---|
| 目次<br>第１章～第５章　略<br>第６章　県選定文化的景観（第25条－第32条） | 目次<br>第１章～第５章　略 |

第７章　県選定伝統的建造物群保存地区（第33条）
第８章　県選定保存技術（第34条）
第９章　雑則（第35条）
附則

（着手及び終了の報告）
第11条　条例第14条第１項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等に着手し、及びこれを終了したときは、速やかにその旨を教育委員会に報告しなければならない。ただし、条例第11条第１項の規定による補助金の交付を受けて行う修理に係る現状変更等については、この限りでない。
２　略

第６章　県選定文化的景観

（選定の申出）
第25条　条例第35条の２第１項の規定による県選定文化的景観の選定の申出をしようとする市町村の教育委員会は、選定の申出に関し、あらかじめ県選定文化的景観の所有者又は権原に基づく占有者（管理者がいる場合には、当該管理者を含む。以下この条及び様式第20号において「所有者等」という。）の同意を得て、様式第18号による申出書に次に掲げる図面、写真及び資料を添えて教育委員会に提出しなければならない。
（１）　選定の申出に係る文化的景観（以下この条及び様式第18号において「文化的景観」という。）の位置及び範囲を示す図面
（２）　文化的景観の概況を示す写真
（３）　文化的景観に係る規制に関する書類
（４）　所有者等の同意を得たことを証する書類
（５）　その他参考となるべき資料

（滅失又はき損の届出）
第26条　条例第35条の４の規定による滅失又はき損の届出は、様式第19号による届出書に、滅失又はき損の状態を示す写真及び図面を添えて行わなければならない。

（滅失又はき損の届出を要しない場合）
第27条　条例第35条の４ただし書に規定する教育委員会規則で定める場合は、県選定文化的景観の滅失又

第６章　県選定伝統的建造物群保存地区（第25条）
第７章　県選定保存技術（第26条）
第８章　雑則（第27条）
附則

（着手及び終了の報告）
第11条　条例第14条第１項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等に着手し、及びこれを終了したときは、速やかにその旨を教育委員会に報告しなければならない。

２　略

はき損が次に掲げる行為による場合とする。

（１）　都市計画事業の施行として行う行為、国、都道府県、市町村若しくは当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設若しくは市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為、国土保全施設、水資源開発施設、道路交通、船舶交通若しくは航空機の航行の安全のため必要な施設、気象、海象、地象、洪水等の観測若しくは通報の用に供する施設、自然公園の保護若しくは利用のための施設若しくは都市公園若しくはその施設の設置若しくは管理に係る行為、土地改良事業若しくは地方公共団体若しくは農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造若しくは漁業構造の改善に関する事業の施行に係る行為、重要文化財等文部科学大臣の指定若しくは選定に係る文化財の保存に係る行為、県指定保護文化財等教育委員会の指定若しくは選定に係る文化財の保存に係る行為又は鉱物の掘採に係る行為

（２）　道路、鉄道若しくは軌道、国若しくは地方公共団体が行う通信業務、認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第１項に規定する認定電気通信事業をいう。)、有線放送電話業務、放送事業若しくは有線テレビジョン放送業務の用に供する線路若しくは空中線系（その支持物を含む。)、水道若しくは下水道又は電気工作物若しくはガス工作物の設置又は管理に係る行為（自動車専用道路以外の道路、駅、操車場、車庫及び発電の用に供する電気工作物の新設に係るものを除く。）

（３）　都市緑地法（昭和48年法律第72号）第５条に規定する緑地保全地域、同法第12条第１項に規定する特別緑地保全地区又は同法第55条第１項に規定する市民緑地（緑地保全地域又は特別緑地保全地区内にあるものを除く。）内において緑地の保全に関連して必要とされる施設の設置又は管理に係る行為

（現状変更等の届出）

第28条　条例第35条の６第１項の規定による現状変更等の届出は、様式第20号による届出書に、次に掲げる書類、図面及び写真を添えて行わなければならない。

（１）　現状変更等の設計仕様書及び設計図

（２）　現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
（３）　現状変更等に係る地域の写真
（４）　現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
２　前項第２号の実測図及び第３号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

（届出書及びその添付書類等の記載事項等の変更）
第29条　前条第１項の届出書又は同項各号に掲げる書類、写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会にその旨を届け出なければならない。

（維持の措置の範囲）
第30条　条例第35条の６第１項ただし書に規定する現状変更について届出を要しない維持の措置の範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
（１）　県選定文化的景観がき損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該県選定文化的景観をその選定当時の原状（選定後において現状変更等の届出をしたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
（２）　県選定文化的景観がき損している場合において、当該き損の拡大を防止するため応急の措置を執るとき。
（３）　県選定文化的景観の一部がき損し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

（所有者の変更の届出）
第31条　条例第35条の８において準用する条例第８条第１項の規定による所有者の変更の届出は、様式第21号による届出書に、所有権の移転を証明する書類を添えて行わなければならない。

（所有者の氏名等の変更の届出）
第32条　条例第35条の８において準用する条例第８条第２項の規定による所有者の氏名若しくは名称又は住所の変更の届出は、様式第22号による届出書により行わなければならない。

第７章　県選定伝統的建造物群保存地区

(選定の申出)

第33条　条例第36条第１項の規定による県選定伝統的建造物群保存地区の選定の申出をしようとする市町村の教育委員会は、様式第23号による申出書に次に掲げる図面、写真及び資料を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(１)～(４)　略

第８章　県選定保存技術

(準用規定)

第34条　略

第９章　雑則

(保護台帳)

第35条　略

様式第１号（第２条関係）

(表)

第　　号

鳥取県指定保護文化財指定書

名　称　　員数

構造及び形式又は寸法、重量若しくは材質その他の特徴

上を鳥取県文化財保護条例により鳥取県指定保護文化財に指定する。

年　　月　　日

鳥取県教育委員会　印

第６章　県選定伝統的建造物群保存地区

(選定の申出)

第25条　条例第36条第１項の規定による県選定伝統的建造物群保存地区の選定の申出をしようとする市町村の教育委員会は、様式第18号による申出書に次に掲げる図面、写真及び資料を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(１)～(４)　略

第７章　県選定保存技術

(準用規定)

第26条　略

第８章　雑則

(保護台帳)

第27条　略

様式第１号（第２条関係）

(表)

第　　号

鳥取県指定保護文化財指定書

割り印

名　称　　員数

構造及び形式又は寸法、重量若しくは材質その他の特徴

上を鳥取県文化財保護条例により鳥取県指定保護文化財に指定する。

年　　月　　日

鳥取県教育委員会　印

(裏)

略

様式第11号（第14条関係）

(表)

第　　号

認　　定　　書

様

(芸名、雅号等)

年　　月　　日生

上を鳥取県文化財保護条例により鳥取県指定無形文化財の保持者（保持団体）として認定する。

年　　月　　日

鳥取県教育委員会　印

(裏)

略

様式第13号（第17条関係）

(表)

第　　号

鳥取県指定有形民俗文化財指定書

名称　　員数

形状、寸法、重量又は品質その他内容を示す

(裏)

略

様式第11号（第14条関係）

(表)

第　　号

認　　定　　書

割り印

様

(芸名、雅号等)

年　　月　　日生

上を鳥取県文化財保護条例により鳥取県指定無形文化財の保持者（保持団体）として認定する。

年　　月　　日

鳥取県教育委員会　印

(裏)

略

様式第13号（第17条関係）

(表)

第　　号

鳥取県指定有形民俗文化財指定書

割り印

名称　　員数

形状、寸法、重量又は品質その他内容を示す

事項

上を鳥取県文化財保護条例により鳥取県指定有形民俗文化財に指定する。

年　　月　　日

鳥取県教育委員会　印

(裏)

略

様式第18号（第33条関係）　略

事項

上を鳥取県文化財保護条例により鳥取県指定有形民俗文化財に指定する。

年　　月　　日

鳥取県教育委員会　印

(裏)

略

様式第18号（第25条関係）　略

第２条　鳥取県文化財保護条例施行規則の一部を次のように改正する。

様式第18号を様式第23号とし、様式第17号の次に次の５様式を加える。

様式第18号（第25条関係）

県選定文化的景観選定申出書

鳥取県教育委員会　様

鳥取県文化財保護条例第35条の２第１項の規定により、次のとおり申し出ます。

年　　月　　日

市町村教育委員会　㊞

| | |
|---|---|
| 文化的景観の名称 | |
| 文化的景観の種類 | |
| 文化的景観の所在地及び面積 | |
| 文化的景観の保存状況 | |
| 文化的景観の特性 | |
| 文化的景観の保存計画 | |
| その他参考となるべき事項 | |

様式第19号（第26条関係）

県選定文化的景観滅失（き損）届出書

鳥取県教育委員会　様

鳥取県文化財保護条例第35条の４の規定により、次のとおり届け出ます。

年　　月　　日

郵便番号
住　　所
届出者　氏　　名　　㊞
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

| | |
|---|---|
| 県選定文化的景観の名称 | |
| 選定年月日 | |
| 県選定文化的景観の所在地 | |
| 選定の申出を行った市町村 | |
| 滅失又はき損の事実の生じた日時 | |
| 滅失又はき損の事実の生じた当時における管理の状況 | |
| 滅失又はき損の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度 | |
| き損の場合は、き損の結果当該県選定文化的景観がその保存上受ける影響 | |
| 滅失又はき損の事実を知った日 | |
| 滅失又はき損の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項 | |

様式第20号（第28条関係）

県選定文化的景観現状変更等届出書

鳥取県教育委員会　様

鳥取県文化財保護条例第35条の６第１項の規定により、次のとおり届け出ます。

年　　月　　日

郵便番号
住　　所
届出者　氏　　名　　㊞
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

| | |
|---|---|
| 県選定文化的景観の名称 | |
| 選定年月日 | |
| 県選定文化的景観の所在地 | |
| 選定の申出を行った市町村 | |
| 所有者等の氏名又は名称及び住所 | |
| 現状変更等を必要とする理由 | |
| 現状変更等の内容及び実施の方法 | |
| 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が県選定文化的景観に及ぼす影響に関する事項 | |
| 現状変更等の着手及び終了の予定時期 | |
| 現状変更等に係る地域の地番 | |
| 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 | |
| その他参考となるべき事項 | |

様式第21号（第31条関係）

県選定文化的景観所有者変更届出書

鳥取県教育委員会　様

鳥取県文化財保護条例第35条の８において準用する同条例第８条第１項の規定により、次のとおり届け出ます。

年　　月　　日

郵便番号
住　　所
届出者　氏　　名　　㊞
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

| | |
|---|---|
| 県選定文化的景観の名称 | |
| 選定年月日 | |
| 県選定文化的景観の所在地 | |
| 選定の申出を行った市町村 | |
| 旧所有者の氏名又は名称及び住所 | |
| 新所有者の氏名又は名称及び住所 | |
| 変更の年月日 | |
| 変更の事由 | |
| その他参考となるべき事項 | |

様式第22号（第32条関係）

県選定文化的景観所有者氏名（名称）又は住所変更届出書

鳥取県教育委員会　様

鳥取県文化財保護条例第35条の８において準用する同条例第８条第２項の規定により、次のとおり届け出ます。

年　　月　　日

郵便番号
住　　所
届出者　氏　　名　　㊞
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

| | |
|---|---|
| 県選定文化的景観の名称 | |
| 選定年月日 | |
| 県選定文化的景観の所在地 | |
| 選定の申出を行った市町村 | |
| 変更前の所有者の氏名若しくは名称又は住所 | |
| 変更後の所有者の氏名若しくは名称又は住所 | |
| 変更の年月日 | |
| その他参考となるべき事項 | |

附　則

(施行期日)

1　この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2　鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）又は改正前の鳥取県文化財保護条例施行規則の規定により交付された指定書及び認定書は、それぞれ鳥取県文化財保護条例又は改正後の鳥取県文化財保護条例施行規則の規定により交付された指定書及び認定書とみなす。

# 企業局管理規程

鳥取県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成18年３月28日

鳥取県知事　片　　山　　善　　博

**鳥取県企業局管理規程第３号**

鳥取県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程

鳥取県企業局事務決裁規程（平成５年鳥取県企業管理規程第５号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>別表第１（第３条関係）<br>知事の決裁事項<br>１～23　略<br>24　鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第２号。以下「情報公開条例」という。）に規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの<br>（１）　略<br>（２）　第７条第２項、第４項又は第５項の規定による期間の延長又は期間の延長の特例の決定（特に重要なものに限る。）<br>25　略<br><br>別表第６（第６条関係）<br><table><tr><td>局長の委任決裁事項</td><td>１　略<br>２　情報公開条例に規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの<br>（１）　略</td></tr></table></td><td>別表第１（第３条関係）<br>知事の決裁事項<br>１～23　略<br>24　鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第２号。以下「情報公開条例」という。）に規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの<br>（１）　略<br>（２）　第７条第２項又は第４項の規定による期間の延長又は期間の延長の特例の決定（特に重要なものに限る。）<br>25　略<br><br>別表第６（第６条関係）<br><table><tr><td>局長の委任決裁事項</td><td>１　略<br>２　情報公開条例に規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの<br>（１）　略</td></tr></table></td></tr>
</table>

| | | | |
|---|---|---|---|
| | （２）　第７条第２項、第４項又は第５項の規定による期間の延長又は期間の延長の特例の決定（特に重要なものを除く。）<br>３及び４　略 | | （２）　第７条第２項又は第４項の規定による期間の延長又は期間の延長の特例の決定（特に重要なものを除く。）<br>３及び４　略 |
| 略 | | 略 | |

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

# 病院局管理規程

鳥取県病院局事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成18年３月28日

鳥取県営病院事業管理者　坂　出　徹

**鳥取県病院局管理規程第２号**

鳥取県病院局事務決裁規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局事務決裁規程（平成７年鳥取県病院局管理規程第４号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示、削除条並びに別表及び別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示並びに別表及び別表の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表及び別表の細目の表示に下線が引かれた別表及び別表の細目（以下「移動別表等」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表及び別表の細目の表示に下線が引かれた別表及び別表の細目（以下「移動後別表等」という。）が存在する場合には、当該移動別表等を当該移動後別表等とし、移動別表等に対応する移動後別表等が存在しない場合には、当該移動別表等を削り、移動後別表等に対応する移動別表等が存在しない場合には、当該移動後別表等を加える。

| 改　正　後 | 改　正　前 |
|---|---|
| | （工事の執行等に係る専決事項）<br>第６条　前条の規定にかかわらず、工事の執行に係る |

| | |
|---|---|
| | 事務については、局長及び局総務課長は、別表第４に掲げる事項（次条の規定により病院長に委任された事項及び第９条の規定による病院長の専決事項を除く。）を専決するものとする。 |
| (局長等の委任決裁事項)<br>第６条　局長、局総務課長及び病院長の委任決裁事項は、別表第４に掲げるとおりとする。 | (局長等の委任決裁事項)<br>第７条　局長、局総務課長及び病院長の委任決裁事項は、別表第５に掲げるとおりとする。 |
| (委任決裁の留保)<br>第７条　略 | (委任決裁の留保)<br>第８条　略 |
| (病院長の専決事項)<br>第８条　病院長の専決事項は、別表第５に掲げるとおりとする。 | (病院長の専決事項)<br>第９条　病院長の専決事項は、別表第６に掲げるとおりとする。 |
| (代決)<br>第９条　略 | (代決)<br>第10条　略 |
| (専決、委任決裁又は代決に係る事務処理の制限)<br>第10条　略 | (専決、委任決裁又は代決に係る事務処理の制限)<br>第11条　略 |
| (類推による専決)<br>第11条　別表第２から別表第５までに掲げられていない事項については、当該事項の内容により専決することが必要であり、かつ、適当であると認められる場合には、これらの表に掲げられている事項から類推して専決することができる。 | (類推による専決)<br>第12条　別表第２から別表第６までに掲げられていない事項については、当該事項の内容により専決することが必要であり、かつ、適当であると認められる場合には、これらの表に掲げられている事項から類推して専決することができる。 |
| (病院長の権限の専決等)<br>第12条　略 | (病院長の権限の専決等)<br>第13条　略 |
| 別表第１（第３条関係）<br>管理者の決裁事項<br>１～20　略<br>21　請負契約の対象となる部分に係る設計金額（以下「請負対象設計金額」という。）が建築工事にあっては１億円以上、設備工事にあっては2,000万円以上の工事の執行の決定<br>22～25　略<br>26　鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第２号）に規定する管理者の権限に属する事務のうち次に掲げるもの | 別表第１（第３条関係）<br>管理者の決裁事項<br>１～20　略<br>21　請負契約の対象となる部分に係る設計金額（以下「請負対象設計金額」という。）が3,000万円以上の工事の執行の決定<br>22～25　略<br>26　鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第２号）に規定する管理者の権限に属する事務のうち次に掲げるもの |

（１）　略

（２）　同条例第７条第２項、第４項又は第５項の規定による期間の延長又は期間の延長の特例の決定（特に重要なものに限る。）

27　略

（１）　略

（２）　同条例第７条第２項又は第４項の規定による期間の延長又は期間の延長の特例の決定（特に重要なものに限る。）

27　略

別表第４（第６条関係）

| 局長の専決事項 | 局総務課長の専決事項 |
| --- | --- |
| 1　請負対象設計金額が10,000,000円以上30,000,000円未満の起工の決定及び当該起工の決定をした工事に係る設計の変更<br>2　請負対象設計金額が5,000,000円以上10,000,000円未満の工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によることの決定<br>3　請負対象設計金額が10,000,000円以上30,000,000円未満の工事に係る請負契約の締結の決定<br>4　鳥取県病院局財務規程（平成７年３月鳥取県病院局管理規程第12号）第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県建設工事執行規則（昭和48年11月鳥取県規則第66号）に基づく管理者の権限に属する事務のうち次に掲げるもの<br>（１）　第９条第１項の規定による金銭保証人又は工事完成保証人を立てることの要求のうち | 1　請負対象設計金額が5,000,000円以上10,000,000円未満の起工の決定及び当該起工の決定をした工事に係る設計の変更<br>2　請負対象設計金額が5,000,000円以上10,000,000円未満の工事に係る請負契約の締結の決定<br>3　請負対象設計金額が5,000,000円以上の一般競争入札又は指名競争入札の執行<br>4　鳥取県病院局財務規程第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県建設工事執行規則に基づく管理者の権限に属する事務のうち次に掲げるもの<br>（１）　第９条第１項の規定による金銭保証人又は工事完成保証人を立てることの要求のうち請負対象設計金額が5,000,000円以上10,000,000円未満の工事に係るもの<br>（２）　第14条第１項（第20条及び第23条において準用する場合を含む。）の規定による予定価格の決 |

| | | |
|---|---|---|
| | 請負対象設計金額が10,000,000円以上30,000,000円未満の工事に係るもの<br>（２）　第14条第１項（第20条及び第23条において準用する場合を含む。）の規定による予定価格の決定のうち請負対象設計金額が10,000,000円以上30,000,000円未満の工事に係るもの<br>（３）　第15条（第20条において準用する場合を含む。）の規定による最低制限価格の決定のうち請負対象設計金額が10,000,000円以上30,000,000円未満の工事に係るもの<br>（４）　第19条第１項の規定による入札参加者の指名のうち請負対象設計金額が5,000,000円以上30,000,000円未満の工事に係るもの<br>（５）　第21条第１項の規定による見積書の提出者の決定のうち請負対象設計金額が5,000,000円以上10,000,000円未満の工事に係るもの<br>（６）　第22条の規定 | 定のうち請負対象設計金額が5,000,000円以上10,000,000円未満の工事に係るもの<br>（３）　第15条（第20条において準用する場合を含む。）の規定による最低制限価格の決定のうち請負対象設計金額が5,000,000円以上10,000,000円未満の工事に係るもの<br>（４）　第30条第１項の規定による工事の監督の委託のうち請負対象設計金額が10,000,000円未満の工事に係るもの<br>（５）　第33条の規定による措置の要求のうち請負対象設計金額が5,000,000円以上の工事に係るもの<br>（６）　第39条第３項の規定による工事の内容の変更等のうち請負対象設計金額が5,000,000円以上10,000,000円未満の工事に係るもの<br>（７）　第40条第１項前段の規定による工事の内容の変更等のうち請負対象設計金額が5,000,000円以上10,000,000円未満の工事に係るもの<br>（８）　第40条第１項後段（第36条第５項及び第６項、第37条並びに第39条第３項において準用する場合 |

| | | |
|---|---|---|
| | による請負契約の相手方の決定のうち請負対象設計金額が5,000,000円以上10,000,000円未満の工事に係るもの<br>（７）　第26条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認のうち請負対象設計金額（請負契約の締結後において請負対象設計金額を変更した場合は、当初の請負対象設計金額。以下局総務課長専決事項の欄第１号を除き同じ。）が30,000,000円未満の工事に係るもの<br>（８）　第27条ただし書の規定による工事の一括下請負等の承認のうち請負対象設計金額が30,000,000円未満の工事に係るもの<br>（９）　第30条第１項の規定による工事の監督の委託のうち請負対象設計金額が10,000,000円以上30,000,000円未満の工事に係るもの<br>(10)　第39条第３項の規定による工事の内容の変更等のうち請負対象設計金額が10,000,000円以上30,000,000 | を含む。）の規定による工期等の変更の協議のうち請負対象設計金額が5,000,000円以上10,000,000円未満の工事に係るものの協議及び請負代金の額の変更の協議のうち請負対象設計金額が5,000,000円以上10,000,000円未満の工事に係るもの<br>（９）　第40条第２項（第36条第５項及び第６項、第37条並びに第68条第２項の規定による増加費用の負担の決定のうち請負対象設計金額が10,000,000円未満の工事に係るもの<br>(10)　第40条第３項の規定による工事の施工の一時中止のうち請負対象設計金額が5,000,000円以上10,000,000円未満の工事に係るもの<br>(11)　第41条の規定による工期の延長の承認のうち請負対象設計金額が5,000,000円以上10,000,000円未満の工事に係るもの<br>(12)　第42条の規定による工期の延長<br>(13)　第43条第１項の規定による工期の短縮の要求のうち請負対象設計金額が10,000,000円未満の工事に係るもの<br>(14)　第43条第２項の |

円未満の工事に係るもの

(11)　第40条第１項前段の規定による工事の内容の変更等のうち請負対象設計金額が10,000,000円以上30,000,000円未満の工事に係るもの

(12)　第40条第１項後段（第36条第５項及び第６項、第37条並びに第39条第３項において準用する場合を含む。）の規定による工期等の変更の協議のうち請負対象設計金額が10,000,000円以上30,000,000円未満の工事に係るもの

(13)　第40条第２項（第36条第５項及び第６項、第37条並びに第68条第２項において準用する場合を含む。）の規定による増加費用の負担の決定のうち請負対象設計金額が10,000,000円以上30,000,000円未満の工事に係るもの

(14)　第40条第３項の規定による工事の施工の一時中止のうち請負対象設計金額が10,000,000円以上30,000,000円未満の工事に係る規定による工期を延長しないことの協議のうち請負対象設計金額が10,000,000円未満の工事に係るもの

(15)　第43条第３項の規定による請負代金の額の変更の協議のうち請負対象設計金額が10,000,000円未満の工事に係るもの

(16)　第45条第５項の規定による費用の負担の協議のうち請負対象設計金額が10,000,000円未満の工事に係るもの

(17)　第48条第３項の規定による請負代金の額の決定のうち請負対象設計金額が10,000,000円未満の工事に係るもの

(18)　第48条第５項の規定による費用の負担の協議のうち請負対象設計金額が10,000,000円未満の工事に係るもの

(19)　第49条の規定による工事の内容の変更の決定のうち請負対象設計金額が10,000,000円未満の工事に係るもの

(20)　第52条第１項（第56条第２項において準用する場合を含む。）の規定による工事の完成検査の委託のうち請負対象設計金額が10,000,000

の工事に係るもの
(15)　第41条の規定による工期の延長の承認のうち請負対象設計金額が10,000,000円以上30,000,000円未満の工事に係るもの
(16)　第43条第１項の規定による工期の短縮の要求のうち請負対象設計金額が10,000,000円以上30,000,000円未満の工事に係るもの
(17)　第43条第２項の規定による工期を延長しないことの協議のうち請負対象設計金額が10,000,000円以上30,000,000円未満の工事に係るもの
(18)　第43条第３項の規定による請負代金の額の変更の協議のうち請負対象設計金額が10,000,000円以上30,000,000円未満の工事に係るもの
(19)　第44条の規定による請負代金の額の変更の決定のうち請負対象設計金額が30,000,000円未満の工事に係るもの
(20)　第45条第５項の規定による費用の負担の協議のうち請負対象設計金円未満の工事に係るもの
(21)　第57条第１項の規定による工事目的物の使用の決定のうち請負対象設計金額が10,000,000円未満の工事に係るもの
(22)　第57条第３項の規定による増加費用の負担の決定のうち請負対象設計金額が10,000,000円未満の工事に係るもの
(23)　第67条第１項の規定による請負代金の代理受領の承認のうち請負対象設計金額が10,000,000円以上の工事に係るもの
(24)　第72条第４項の規定による措置をとることの決定のうち請負対象設計金額が10,000,000円未満の工事に係るもの
5　契約対象金額が5,000,000円以上10,000,000円未満の土地、水面等の測量及び調査で工事に係るものの執行
6　契約対象金額が5,000,000円以上10,000,000円未満の設計又は監督で工事に係るものの委託の決定

額が10,000,000円以上30,000,000円未満の工事に係るもの

(21)　第48条第３項の規定による請負代金の額の変更の決定のうち請負対象設計金額が10,000,000円以上30,000,000円未満の工事に係るもの

(22)　第48条第５項の規定による費用の負担の協議のうち請負対象設計金額が10,000,000円以上30,000,000円未満の工事に係るもの

(23)　第49条の規定による工事の内容の変更の決定のうち請負対象設計金額が10,000,000円以上30,000,000円未満の工事に係るもの

(24)　第50条第１項の規定による工事の完成の請求のうち請負対象設計金額が30,000,000円未満の工事に係るもの

(25)　第52条第１項(第56条第２項において準用する場合を含む。）の規定による工事の完成検査の委託のうち請負対象設計金額が10,000,000円

以上30,000,000円未満の工事に係るもの

(26)　第57条第１項の規定による工事目的物の使用のうち請負対象設計金額が10,000,000円以上30,000,000円未満の工事に係るもの

(27)　第57条第３項の規定による増加費用の負担の決定のうち請負対象設計金額が10,000,000円以上30,000,000円未満の工事に係るもの

(28)　第58条第１項の規定によるかしの修補又は損害の賠償の請求のうち請負対象設計金額が30,000,000円未満の工事に係るもの

(29)　第69条第１項及び第70条第１項の規定による請負契約の解除のうち請負対象設計金額が30,000,000円未満の工事に係るもの

(30)　第72条第４項の規定による措置をとることの決定のうち請負対象設計金額が10,000,000円以上30,000,000円未満の工事に係るもの

| | |
|---|---|
| | 5　契約の対象となる部分の金額（以下「契約対象金額」という。）が10,000,000円以上20,000,000円未満の土地、水面等の測量及び調査で工事に係るものの執行<br>6　契約対象金額が10,000,000円以上20,000,000円未満の設計又は監督で工事に係るものの委託の決定 |

| | |
|---|---|
| 別表第４（第６条関係）<br>局長の委任決裁事項<br>１　略<br>２　鳥取県情報公開条例に規定する管理者の権限に属する事務のうち次に掲げるもの<br>（１）　略<br>（２）　同条例第７条第２項、第４項又は第５項の規定による期間の延長又は期間の延長の特例の決定（特に重要なものを除く。）<br>３及び４　略<br>局総務課長の委任決裁事項　略<br>病院長の委任決裁事項<br>１～13　略<br>14　次に掲げる工事の起工の決定及び当該起工の決定をした工事に係る設計の変更<br>（１）　請負対象設計金額が１億円未満の建築工事<br>（２）　請負対象設計金額が2,000万円未満の設備工事<br>15　請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によることの決定<br>16　次に掲げる工事に係る請負契約の締結の決定<br>（１）　請負対象設計金額が１億円未満の建築工事<br>（２）　請負対象設計金額が2,000万円未満の設備工事<br>17　次に掲げる工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行<br>（１）　請負対象設計金額が１億円未満の建築工事 | 別表第５（第７条関係）<br>局長の委任決裁事項<br>１　略<br>２　鳥取県情報公開条例に規定する管理者の権限に属する事務のうち次に掲げるもの<br>（１）　略<br>（２）　同条例第７条第２項又は第４項の規定による期間の延長又は期間の延長の特例の決定（特に重要なものを除く。）<br>３及び４　略<br>局総務課長の委任決裁事項　略<br>病院長の委任決裁事項<br>１～13　略<br>14　請負対象設計金額が500万円未満の起工の決定及び当該起工の決定をした工事に係る設計の変更<br>15　請負対象設計金額が500万円未満の工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によることの決定<br>16　請負対象設計金額が500万円未満の工事に係る請負契約の締結の決定<br>17　請負対象設計金額が500万円未満の工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行 |

| | |
|---|---|
| （２）　請負対象設計金額が2,000万円未満の設備工事 | |
| 18　鳥取県病院局財務規程（平成７年鳥取県病院局管理規程第12号）第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）に基づく管理者の権限に属する事務のうち次に掲げるもの | 18　鳥取県病院局財務規程第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県建設工事執行規則に基づく管理者の権限に属する事務のうち次に掲げるもの |
| （１）次に掲げる工事に係る第５条第１項又は第２項の規定による契約書の作成<br>ア　請負対象設計金額が１億円未満の建築工事<br>イ　請負対象設計金額が2,000万円未満の設備工事 | （１）　第５条第１項又は第２項の規定による契約書の作成のうち請負対象設計金額が500万円未満の工事に係るもの |
| | （２）　第９条第１項の規定による金銭保証人又は工事完成保証人を立てることの要求のうち請負対象設計金額が500万円未満の工事に係るもの<br>（３）　第９条第２項の規定による金銭保証人又は工事完成保証人の承認 |
| （２）　次に掲げる工事に係る第14条第１項（第20条及び第23条において準用する場合を含む。）の規定による予定価格の決定<br>ア　請負対象設計金額が１億円未満の建築工事<br>イ　請負対象設計金額が2,000万円未満の設備工事 | （４）　第14条第１項（第20条及び第23条において準用する場合を含む。）の規定による予定価格の決定のうち請負対象設計金額が500万円未満の工事に係るもの |
| （３）　次に掲げる工事に係る第15条（第20条において準用する場合を含む。）の規定による最低制限価格の決定<br>ア　請負対象設計金額が１億円未満の建築工事<br>イ　請負対象設計金額が2,000万円未満の設備工事 | （５）　第15条（第20条において準用する場合を含む。）の規定による最低制限価格の決定のうち請負対象設計金額が500万円未満の工事に係るもの |
| （４）　次に掲げる工事に係る第19条第１項の規定による入札参加者の指名<br>ア　請負対象設計金額が１億円未満の建築工事<br>イ　請負対象設計金額が2,000万円未満の設備工事 | （６）　第19条第１項の規定による入札参加者の指名のうち請負対象設計金額が500万円未満の工事に係るもの |
| （５）　第21条第１項の規定による見積書の提出者の決定のうち請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの | （７）　第21条第１項の規定による見積書の提出者の決定のうち請負対象設計金額が500万円未満の工事に係るもの |
| （６）　第22条の規定による請負契約の相手方の決定のうち請負対象設計金額が1,000万円未満の | （８）　第22条の規定による請負契約の相手方の決定のうち請負対象設計金額が500万円未満の工 |

| | |
|---|---|
| 工事に係るもの | 事に係るもの |
| (７)　略 | (９)　略 |
| (８)　略 | (10)　略 |
| (９)　次に掲げる工事に係る第33条の規定による措置の要求<br>ア　請負対象設計金額が１億円未満の建築工事<br>イ　請負対象設計金額が2,000万円未満の設備工事 | (11)　第33条の規定による措置の要求のうち請負対象設計金額が500万円未満の工事に係るもの |
| (10)　次に掲げる工事に係る第36条第７項の規定による工期又は請負代金の額の変更<br>ア　請負対象設計金額が１億円未満の建築工事<br>イ　請負対象設計金額が2,000万円未満の設備工事 | |
| (11)　次に掲げる工事に係る第37条後段の規定による工期又は請負代金の額の変更<br>ア　請負対象設計金額が１億円未満の建築工事<br>イ　請負対象設計金額が2,000万円未満の設備工事 | |
| (12)　次に掲げる工事に係る第39条第４項の規定による工事の内容の変更等<br>ア　請負対象設計金額が１億円未満の建築工事<br>イ　請負対象設計金額が2,000万円未満の設備工事 | (12)　第39条第３項の規定による工事の内容の変更等のうち請負対象設計金額（請負契約の締結後において請負対象設計金額を変更した場合は、当初の請負対象設計金額。以下同じ。）が500万円未満の工事に係るもの |
| (13)　次に掲げる工事に係る第39条第５項の規定による工期又は請負代金の額の変更<br>ア　請負対象設計金額が１億円未満の建築工事<br>イ　請負対象設計金額が2,000万円未満の設備工事 | |
| (14)　次に掲げる工事に係る第40条前段の規定による工事の内容の変更等<br>ア　請負対象設計金額が１億円未満の建築工事<br>イ　請負対象設計金額が2,000万円未満の設備工事 | (13)　第40条第１項前段の規定による工事の内容の変更等のうち請負対象設計金額が500万円未満の工事に係るもの<br>(14)　第40条第１項後段（第36条第５項及び第６項、第37条並びに第39条第３項において準用する場合を含む。）の規定による工期の変更の協議のうち請負対象設計金額が500万円未満の工事に係るもの |
| (15)　次に掲げる工事に係る第40条後段の規定に | |

| | |
|---|---|
| よる工期又は請負代金の額の変更<br>ア　請負対象設計金額が１億円未満の建築工事<br>イ　請負対象設計金額が2,000万円未満の設備工事 | |
| (16)　次に掲げる工事に係る第40条の２第１項又は第２項の規定による工事の施工の一時中止<br>ア　請負対象設計金額が１億円未満の建築工事<br>イ　請負対象設計金額が2,000万円未満の設備工事 | (15)　第40条第３項の規定による工事の施工の一時中止のうち請負対象設計金額が500万円未満の工事に係るもの |
| (17)　次に掲げる工事に係る第40条の２第３項(第68条第２項において準用する場合を含む。)の規定による工期又は請負代金の額の変更<br>ア　請負対象設計金額が１億円未満の建築工事<br>イ　請負対象設計金額が2,000万円未満の設備工事 | |
| (18)　次に掲げる工事に係る第41条の規定による工期の延長の承認<br>ア　請負対象設計金額が１億円未満の建築工事<br>イ　請負対象設計金額が2,000万円未満の設備工事 | (16)　第41条の規定による工期の延長の承認のうち請負対象設計金額が500万円未満の工事に係るもの |
| (19)　略 | (17)　略 |
| (20)　次に掲げる工事に係る第52条第１項（第56条第２項において準用する場合を含む。）の規定による工事の完成検査の命令<br>ア　請負対象設計金額が１億円未満の建築工事<br>イ　請負対象設計金額が2,000万円未満の設備工事 | (18)　第52条第２項（第56条第２項において準用する場合を含む。）の規定による工事の完成検査の命令のうち請負対象設計金額が2,000万円未満（設備工事にあっては、1,000万円未満）の工事に係るもの |
| (21)　略 | (19)　略 |
| (22)　略 | (20)　略 |
| (23)　略 | (21)　略 |
| (24)　第66条第４項の規定による請負代金の部分払 | (22)　第66条第３項の規定による請負代金の部分払 |
| (25)　次に掲げる工事に係る第67条第１項の規定による請負代金の代理受領の承認<br>ア　請負対象設計金額が１億円未満の建築工事<br>イ　請負対象設計金額が2,000万円未満の設備工事 | (23)　第67条第１項の規定による請負代金の代理受領の承認のうち請負対象設計金額が500万円未満の工事に係るもの |
| | (24)　第69条第２項（第70条第３項及び第71条第 |

| | |
|---|---|
| | ２項において準用する場合を含む。）の規定による検査の命令のうち請負対象設計金額が2,000万円未満（設備工事にあっては、1,000万円未満）の工事に係るもの |
| (26)　第72条第１項の規定による請負代金の支払 | (25)　第69条第２項（第70条第３項及び第71条第２項において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払 |
| 19　契約の対象となる部分の金額（以下「契約対象金額」という。）が2,000万円未満の土地、水面等の測量及び調査で工事に係るものの執行 | 19　契約対象金額が500万円未満の土地、水面等の測量及び調査で工事に係るものの執行 |
| 20～25　略 | 20～25　略 |
| 26　病院事業財産の使用の許可（管理者が別に定めるものに限る。） | 26　病院事業財産の使用の許可（使用期間が１月未満（医療に係るものを除く。）のものに限る。） |
| 27～30　略 | 27～30　略 |
| 別表第５（第８条関係） | 別表第６（第９条関係） |
| 病院長の専決事項 | 病院長の専決事項 |
| １　鳥取県病院局財務規程第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県建設工事執行規則に基づく管理者の権限に属する事務のうち、次に掲げる工事に係る第５条第１項又は第２項の規定による契約書の作成 | １　鳥取県病院局財務規程第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県建設工事執行規則に基づく管理者の権限に属する事務のうち、第５条第１項又は第２項の規定による契約書の作成のうち請負対象設計金額が500万円以上の工事に係るもの |
| （１）　請負対象設計金額が１億円以上の建築工事<br>（２）　請負対象設計金額が2,000万円以上の設備工事 | |
| ２及び３　略 | ２及び３　略 |

附　則

この規程は、平成18年４月１日から施行する。ただし、別表第１の改正（「又は第４項」を「、第４項又は第５項」に改める部分に限る。）及び別表第５の改正（「又は第４項」を「、第４項又は第５項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

発行所　鳥取県鳥取市東町一丁目220　　鳥　取　県　　【定価１部１か月2,200円（送料を含む。)】
(URL:http://www.pref.tottori.jp)

古紙配合率100%再生紙を使用しています